

「京都文化フェア(仮称)基本構想」策定等支援業務委託に係る 提案書の募集について

「京都文化フェア呼びかけ」に基づく推進委員会では、「京都文化フェア(仮称)基本構想」策定等支援業務について、提案書（プロポーザル）を募集しますので、参加希望者は以下の事項にしたがい応募してください。

1 業務の概要

(1) 委託業務名

「京都文化フェア(仮称)基本構想」策定等支援業務

(2) 業務の内容

平成32年の東京オリンピック・パラリンピック開催を契機として、世界に向けて日本及び京都の文化・芸術等を発信し体感してもらう「京都文化フェア(仮称)基本構想」（以下「基本構想」という。）の策定等の支援に関わる事業について、専門的なノウハウやネットワークを活用し、効率的・効果的に業務を進めるため委託する。

(3) 委託業務期間

契約日から平成28年3月31日まで

(4) 委託予定上限額

6,300千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 応募する者に必要な資格

(1) 参加要件

次の要件をすべて満たすこと。

ア 本業務に類似した業務の受託実績があり、業務手法に精通していること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する要件に該当しないこと。

ウ 京都府・京都市から指名停止措置を受けていないこと。

エ 京都府税、京都市税、法人税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。

オ 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人ではないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(2) その他

複数の法人等によるグループで提案する場合は、グループの構成員となる全ての法人等が、(1)の要件を満たすこと。

なお、グループの構成員が別のグループの構成員となり、又は単独で応募することはできない。

3 応募手続

(1) 応募方法

参加意向確認書及び企画提案書の提出をもって本募集に応募したものとする。

(2) 参加意向確認書

提出期限：平成 27 年 6 月 18 日(木) 午後 5 時まで (必着)

提出先：参加意向確認書(別紙 1)に必要事項を記入の上、持参、郵送、電子メール、FAX (FAX の場合は、電話連絡のこと)により (5) の提出先に提出

(3) 企画提案書作成に関する質疑応答

質問期限：平成 27 年 6 月 18 日(木) 午後 5 時まで (必着)

質問方法：持参、郵送、電子メール、FAX (FAX の場合は、電話連絡のこと)により (5) の提出先に提出

質問様式：任意であるが、以下の項目を明記のこと。

- ・件名は、「京都文化フェア(仮称)基本構想」策定等支援業務に関する質問とすること。
- ・質問者の会社・団体名、部署名、担当者の氏名、電話番号、FAX 番号及び E メールアドレスを記載すること。
- ・企画提案書の審査に係る質問には回答できません。

回答方法：質問者及び参加意向確認書提出者に対し、平成 27 年 6 月 24 日(水)までに電子メール又は FAX により回答

(4) 企画提案書の作成方法

別添仕様書に記載の項目に準じて、項目ごとに企画内容、提案事項、スケジュールなどを図・表なども用いて提案書を作成し、別記 1 に掲げる書類とともに提出する。

用紙は A 4 判 (図表等については A 3 判を A 4 判に折り込むことも可) とする。

提案書 (その他の提出書類を除く。) のページ数は、表紙を含め 10 ページ以内とする。

(5) 企画提案書の提出期限及び提出先

提出期限：平成 27 年 7 月 2 日(木) 午後 5 時まで(必着)

提出方法：郵送又は持参

提出先：「京都文化フェア呼びかけ」に基づく推進委員会事務局(下記どちらか一方)

〈京都府文化スポーツ部文化交流事業課 文化交流事業課内〉

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 (2 号館 2 階)

電話 (075)414-4279 FAX (075)414-4223

電子メール：bunkakoryu@pref.kyoto.lg.jp

〈京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課〉

〒604-8006 京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町 394 番地 Y・J・K

ビル 2 階

電話 (075)366-0033 FAX (075)213-3181

電子メール：bunka@city.kyoto.jp

(6) その他

提出された企画提案書について、平成 27 年 7 月 7 日 (火) 午後、プレゼンテーションを実施 (予定) する。時間及び場所等の詳細については、対象者に別途連絡する。

4 契約の相手方の特定

(1) 特定方法

提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に、「京都文化フェア(仮称)基本構想」策定等支援業務委託に係る意見聴取会議で聴取した次の項目の採点、意見を参考に、「京都文化フェア呼びかけ」に基づく推進委員会が本業務委託契約の相手方を特定する。

(採点項目) ※別記2参照

- ① 企画提案にあたっての考え方
- ② 基本構想作成業務の実施能力
- ③ 実行委員会設立準備の実施能力
- ④ 過去の実績
- ⑤ 見積金額

(2) 特定結果の通知

プレゼンテーションの実施から 10 日後程度を目処に、すべての提案書提出者に対し、特定、非特定の旨を通知する。

5 契約に関する基本的事項

(1) 契約締結までのスケジュール

本業務契約の特定後、速やかに契約を締結する。

なお、相手方の特定を受けた者は、契約に先立ち、納税証明書を提出しなければならない。

(2) 提案内容の修正等

本件は、提案者の企画力等を判断するために行うものであり、委託内容、経費等については、相手方の特定を受けた者と再度調整を行い、必要に応じて修正・変更のうえ、委託契約を締結する。

(3) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、すべて「京都文化フェア呼びかけ」に基づく推進委員会に帰属するものとする。

(4) 相手方の特定の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、特定を取り消すことがある。

- ア 応募者が 2 の応募資格を有すると偽った場合又は応募資格を失った場合
- イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

6 その他の留意事項

(1) 企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 1 (4) の委託予定上限額を超えた見積書が提出された場合は失格とする。

(3) 提出された書類は返却しない。

(4) 企画提案書作成のために「京都文化フェア呼びかけ」に基づく推進委員会から受領した

全ての資料は、「京都文化フェア呼びかけ」に基づく推進委員会の許諾を得ないで、公表し、又は使用してはならない。

- (5) 審査内容については公表しない。また、審査内容及び評価結果についての異議申立ては認めない。
- (6) 特定した事業者の名称は公表できるものとする。

別記1

提出書類	部数	備考
1 提案書	7部	別記2及び別添仕様書に記載の業務内容に準じて作成
2 見積書	7部	提案内容に応じて見積書を作成 見積書には見積の根拠となる積算内容数量の明細を必ず添付すること。(正1部、写6部)
3 会社概要	7部	既存のパンフレット等でも可
4 実績調書	7部	「2応募する者に必要な資格」の「ア」に該当する業務の実績及び成果物(3部程度)(過去5年間まで) ※事業名称、発注者、事業期間、内容などを記載
5 グループ構成員表等	1部	グループ応募の場合は、代表者名と構成員名を記載した書類及び各構成員からの委任状

別記2

項目	企画・提案のポイント
① 企画提案にあたっての基本知識・理解	・オリンピック・パラリンピックにおける「文化プログラム」について、知識や理解を有しているか。 ・文化・芸術についての基本的な知識や理解を有しているか。
② 基本構想作成業務の実施能力	・基本構想を策定する上での課題を把握するとともに、広く府民・市民、特に若い世代への周知や意見・アイデア募集の方法等について、具体的で説得力のある内容となっているか。
③ 実行委員会設立準備の実施能力	・実行委員会の設立において、検討する資料(基本構想に基づく実施計画、2020年までのスケジュール、収支予算等)を作成する上での課題を把握し、具体的で説得力のある内容となっているか。
④ 業務の実施体制	実施にあたり十分な人員の確保があり、充実した体制での業務が期待され、適正な業務スケジュールが示されているか。
⑤ 過去の実績	過去において「2応募する者に必要な資格」の「ア」に該当する業務の実績があるか
⑥ 見積金額	提案内容に見合った適正な金額となっているか。